



小野市文化財保存活用地域計画の作成過程（〈特集〉 地域歴史遺産を取り巻く多様な取り組み：文化財保 存活用地域計画を足がかりにして）

山本，原也

(Citation)

Link：地域・大学・文化：神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 16:9-20

(Issue Date)

2024-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100499178>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100499178>



特集 地域歴史遺産を取り巻く多様な取り組み—文化財保存活用地域計画を足がかりにして—

小野市文化財保存活用地域計画の作成過程

山本 原也

はじめに

小野市では、令和三～五年度にかけて、文化庁補助金の採択を受け、小野市文化財保存活用地域計画（以下、「市の地域計画」という。）を作成した。令和五年十二月十五日開催の文化審議会文化財分科会への諮問・答申を受け、同日付けで文化庁長官の認定を受けることができた。

市の地域計画の作成をとおして令和三年度に実施した文化財の悉皆調査については、すでに本誌第十四号にて概要を報告させていただいた（山本二〇二二）。また、令和六年一月二二日には、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター主催の第三二回「歴史文化をめぐる地域連携協議会」において口頭発表の機会を得ることができた（神戸大学大学院人文学研究科地域

連携センター編二〇二四）。

本稿では、市の地域計画がどのような流れを経て作成し、文化庁長官の認定を受けるに至ったか、といった実務内容について整理し、紹介することとしたい。

一 文化財保存活用地域計画作成の背景

文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）とは、各市町村において取り組んでいく目標や取り組みの具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープランである。

そもそも、この制度は、歴史文化基本構想（以下、「歴史構想」という。）を受け継ぐかたちで制度化されたものである。歴史構想は、平成十九年に文化審議会文化財分科会企画調査会から

提出された報告書を契機として始まっており、地域の文化財をその周辺環境も含めて社会全体で総合的に保存・活用していくことが求められた。これを受け、全国で一〇〇近くの自治体で歴史構想が作成された。

平成三十年には、文化財保護法改正により地域計画の制度が明文文化され、同時に民間の支援団体との連携を図ることや文化財保護業務の所管を教育委員会から首長部局に移管することが可能となった。これは明らかに、地方創生の起爆剤として期待される観光立国の実現に向けた法整備といえる。平成二七年に創設された日本遺産制度や令和四年の博物館法改正も同じ潮流に位置づけられる。

文化財保護法は、これまでもいくつかの改正があった。それ以前の国宝保存法・史跡名勝天然記念物法なども含めて、改正を重ねるたびに新たな制度が創設され、保存・活用するべき文化財の概念が拡大していった。例えば、昭和五十年の伝統的建造物群保存地区の制度により集落・街並みといった面的な広がりをもつ空間を保存する制度が整えられたり、平成八年の文化財登録制度では指定よりも緩やかな保護措置を講じることができるようになるなど、文化財の対象となる裾野が急速に拡大していった。これはすなわち、概念を拡大していかなければ、文化財を保存することができないという社会的要請に基づいて示している。

人々によって生み出され、育まれ、保存されてきた文化財は、それを包括していた社会が変容すると途端に危機に陥る。文化庁が作成した地域計画のパンフレットには「地域総がかりでつくる」ことが強調されており（文化庁二〇二二）、文化財を取り巻く環境がいかに厳しい状況に置かれているかが分かる。

そのような状況下において、兵庫県各市町では、全国的にも歴史構想、地域計画の作成を積極的に進めてきている。歴史構想の作成は十一市町と福岡県と並んで全国一の数、さらに地域計画は十一市町と全国一の数である（第一表）。県内における両者の作成状況を整理すると、歴史構想を作成した市町の半数は、のちに地域計画を作成している。

特に、平成二十〇二二年度におこなわれた「文化財総合把握モデル事業」において、高砂市と丹波篠山市（当時は篠山市）が採択されたことが大きく寄与していると考えられる。同一都道府県で二市が採択されたのは兵庫県のみであり、この二市の先駆的な取組みに刺激され、県内の市町も作成が進んでいったと評価できるだろう。

また、兵庫県においても、平成十二年度に兵庫県文化財保護審議会からの建議を受け、平成十四年度に歴史文化遺産を活用して「ふるさと文化の創造的伝承」を実現する『歴史文化遺産活用構想』をとりまとめ、平成十八年度には『歴史文化遺産活用ガイドライン』を公表した。こうした取組みを受け、改正文

第1表 兵庫県内の歴文構想・地域計画

市町名	歴史文化基本構想	文化財保存活用 地域計画認定日
高砂市	平成23年3月	令和6年12月（予定）
丹波篠山市	平成23年3月	令和3年7月16日
姫路市	平成24年3月	未
新温泉町	平成26年3月	令和5年12月15日
淡路市	平成27年3月	令和3年7月16日
神河町	平成28年3月	令和2年2月14日
朝来市	平成28年3月	未
豊岡市	平成29年3月	未
加西市	平成30年3月	令和2年12月18日
赤穂市	平成30年6月	未
加古川市	令和元年3月	未
香美町	—	令和2年12月18日
明石市	—	令和3年12月17日
西宮市	—	令和3年12月17日
神戸市	—	令和4年7月22日
福崎町	—	令和4年7月22日
小野市	—	令和5年12月15日
多可町	—	作成中
尼崎市	—	作成中
宍粟市	—	作成中
たつの市	—	作成中

文化財保護法における第一八三条の二に規定される文化財保存活用大綱を令和二年三月に作成している。

さて、小野市はというと、歴文構想の作成はおこなっていない。当時を知る人物によると、小野市でも歴文構想作成の動きがあったようだが、他業務を優先した結果、作成することができなかったという。

小野市では、市史編纂事業の成果や小野市立好古館における継続的な文化財調査の蓄積に立脚し、また、平成十七年

の神戸大学との包括協定締結や神戸大学地域連携センターとの連携も相まって様々な取り組みがおこなわれてきた（大村二〇〇八・二〇一一、奥村二〇〇九）。特に地域の祭り・民俗行事の聞き取り調査の成果については、地区ごとに調査報告書を取りまとめており、兵庫県教育委員会が実施・刊行した『兵庫県の祭り・行事』の成果も相まって、令和四年九月には「黍田のハナフリ・ゴツキ（牛撞き）行事」が初の兵庫県登録無形民俗文化財となった。継続的な調査研究をとおして、保護につな

がった好例といえる。また、歴史公園の整備にも積極的で、王塚古墳、国史跡広渡廃寺跡歴史公園、金鐘城遺跡広場（夢の森公園内）に加え、堀井城跡ふれあい公園が令和二年に開園した。

しかし、平成八年創設の文化財登録制度に基づく登録文化財は一件もないなど、文化財の分野によって調査の粗密があり、十分な保護体制にあるとはいえない。また、市史編纂時などに調査した文化財の現状把握がおこなえていなかったりもする。人口減少や地域コミュニティの変容などによって、地域の文化財は存亡の危機に瀕しているといっても過言ではない。このような状

況を背景として、博物館行政・文化財行政のさらなる発展を目指して市の地域計画の作成に取り掛かったのであった。

二 市の地域計画作成の進捗

協議会の設置 文化財保護法第一八三条の九では、「文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができる」とある。さらに同条第二項では、当該市町村、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県、文化財保存活用支援団体、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体、その他の市町村の教育委員会が必要と認める者をもつて構成することが記載されている。

このような条文に基づき、小野市でも市役所関係部局、兵庫県教育委員会、学識経験者、観光関係団体、その他関係団体の長で構成される協議会を組織した。学識経験者には、建築、近代史・防災、美術史、民俗を専門とする方に参画いただいた。

協議会は、令和三年九月十日の一回目を皮切りに、文化庁長官の認定に至るまで計六回を開催した。コロナ禍ということもあり、令和三年度はオンラインと対面を併用するかたちでの実施であった。

コンサルタント

地域計画作成にあたっては、コンサルタ

ントに一部業務を委託した。業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式によっておこない、複数社の応募があった。プレゼンテーション・審査会を経て選定された業者は、大阪府大阪市の株式会社スペースビジョン研究所であり、兵庫県内の他市町において地域計画作成支援の実績を有する業者であった。

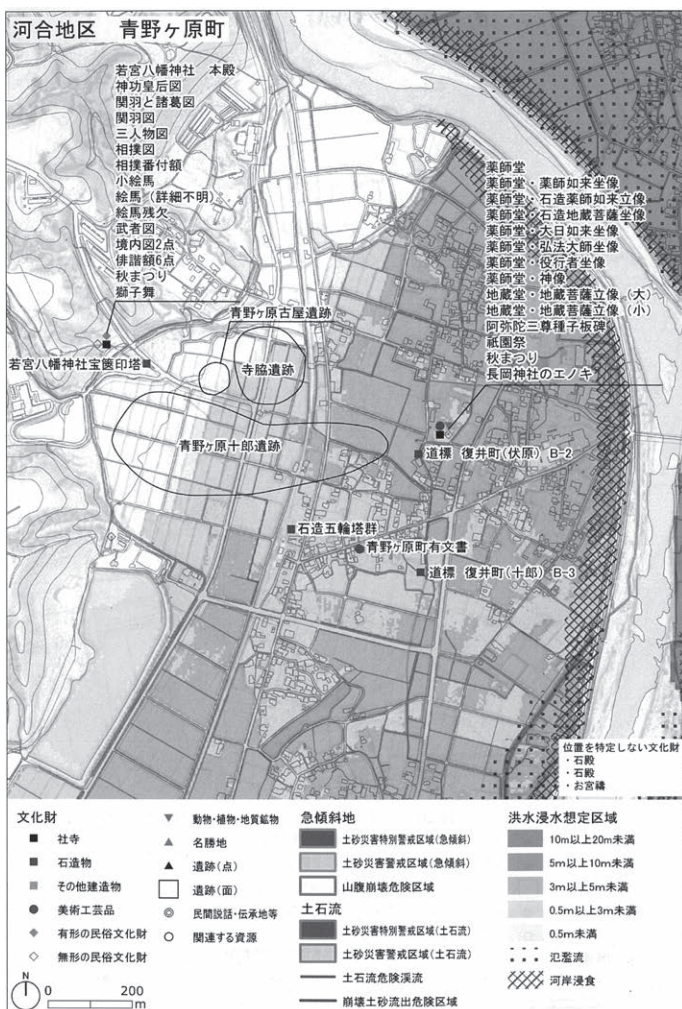
令和三年度の委託内容は、市内文化財のデータベース作成、『小野市史』などを基に小野市の自然・地理的環境、施策上の位置づけなどを整理しつつ、自治会アンケート調査をおこなった。これらの成果は、地域計画の序章、第一章小野市の概要、第二章小野市の文化財の概要、第三章文化財の保存・活用に関する取組みへと結実した。

令和四年度は、前年度に実施した文化財の悉皆調査の成果を文化財データベースに盛り込みつつ、様々な議論のすえ、第四章小野市の歴史文化の特徴、関連文化財群の検討などをおおして地域計画の骨子を作成するものであった。

令和五年度は、地域計画の素案を取りまとめるとともに、概要版を作成するものであった。

三か年をとおして、協議会の運営支援や適宜打ち合わせ協議をおこなった。コンサルタントが有する多くの経験と実績から、的確なアドバイスをいただくことができたことに加え、図表や文化財データベース作成は大変助かった。特に文化財データベースの作成にあたっては、膨大に蓄積した調査成果の抽出で

あり、合計三四〇四件を把握することができた。さらに、町ごとの文化財所在マップを作成し、ハザードマップを基盤とすることで災害リスクを可視化することができた（第一図）。文化庁とのやりとり 文化庁とは、計画作成の期間をとおして年二回程度、オンラインでの進捗報告をおこなった。進捗報告のたびに注意を払うよう指摘されたのが、課題・方針・措置の対応関係である。したがって、計画の位置づけ、市や市の



第1図 文化財所在マップ

文化財の概要を記し（序章・第二章）、これまでどのような取り組みがおこなわれてきたのかを振り返り（第三章）、歴史文化の特徴を整理したうえで（第四章）、どのような方針のもとに課題を解決していくかを定め（第五章）、課題に対する具体的な措置を記す（第六・九章）、という構成となった。

また、最終年度の令和五年七月には文化庁調査官をお招きして、小野市の現状と課題、計画の具体的な内容について直接文化財を訪れ議論した。

歴史文化の特徴 第四章として整理

した歴史文化の特徴は次のとおりである。様々な出来事や人々の営みが積み重なって形成されてきた小野市の歴史文化は、次の八つのテーマに整理することができる。

- 一、水と土地を求めた挑戦
- 二、土地を切り拓いた古代人のあしおと
- 三、大部荘開発と浄土寺
- 四、今に残る戦いの記憶と遺産
- 五、交流がもたらすものづくりと技術

六、学びの伝統が息づくまち

七、暮らしを守るコミュニティ

八、自然を活かした人々の楽しみ

さらに、これらのテーマというのは「①大河と段丘を舞台に受け継がれるフロンティアスピリット」、「②人やものの交流が生まれる水陸交通の結節点」という二つの特徴の上に成り立っている整理することができる。

ただし、このような分かりやすいストーリーを伝えるのはもちろん大切であるが、このストーリーに当てはまらない文化財も数多く存在することには注意が必要であろう。

基本理念 今現在、私たちが「文化財」として認識しているモノやコトは、過去の人々が自然災害や戦禍などによる破壊・焼失・滅失・盗難から守り、不断の努力によって維持してきた結果に他ならない。こうした文化財を磨き上げ、未来に橋渡ししていくことが求められており、市の地域計画が目指すところである。

そこで、小野市総合ビジョンなどの内容をふまえ、市の地域計画における基本理念を「文化財の保存と活用を通じて人々の幸福を追求する」と定めた。この理念における人々とは、現在、文化財に関わる人だけでなく、過去に文化財を生み出した人、それを現在まで守り伝えてくれた人、そして将来文化財を受け継ぐ人、その全てを包括している。

この理念には、文化財の本質的価値を失うことなく、価値を高め、未来に伝えていきたいという強い思いが込められている。開発や改修などによって安易に文化財の価値を失わないようにしたい、また現在に至るまでの歴史の積み重ねにも敬意を払いたいという意味も込められている。そして、文化財は小野市の個性であり、魅力あるオンリーワンの地域を創造するうえで不可欠な要素と捉えている。

基本理念を基に、①学ぶ（調査・研究）、②守る（保存・管理）、③活かす（活用）、④伝える（情報発信）、⑤整える（体制強化）という五つの取組み分野を設定し、総合的にバランスよく展開することで相乗効果を発揮したいと考えている。さらに、全市域を対象とした文化財の保存・活用のための基盤強化、および強みを活かした戦略的な取組みによる市の魅力向上（関連文化財群）という二つの方向性を定めることにより、裾野を広げつつ、市の長所を高めていくことを定めている。

基盤強化にまつわる具体例としては、文化財の指定・登録等の推進、仮称文化財保護基金の設立、文化財収蔵庫の増設などが挙げられる。

関連文化財群 「関連文化財群」とは、指定・登録などの有無に関わらず多様な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えたものであり、小野市においては先述のとおり戦略的・重点的な取組みをおこなうと定めたもので

ある。地域計画の第七章として独立した章を設け、詳細を記している。関連文化財群として設定したテーマは、小野市の顔ともいえる「大部荘開発と浄土寺」である。

具体的な措置としては、保存活用計画の作成により浄土寺の周辺環境・景観を含めた保存について検討することや、「世界遺産・国宝等の防火対策五か年計画」を受けて実施している防災設備の設置・更新などが挙げられている。また、身体障がい者などに配慮したバリアフリー化や外国人観光客に対応した多言語看板の整備なども盛り込まれている。

防災・防犯 防災・防犯の取組みに関しても、第八章として独立した章を設けた。近年、地球温暖化に起因する災害の激甚化・頻発化、東南海地震をはじめとする巨大地震など、防災や防犯に関する課題がうきばりとなってきた。令和元年には、文化庁が防火対策ガイドラインを示すなど、個別の文化財ごとに対策が急がれる。

文化財の防犯については、全国各地で仏像などが盗難の被害を受けている。盗難品がインターネットオークションに出品されることもあり（大河内二〇二三）、所在不明となっている文化財も少なくない。こうした状況に先手を打つため、市の地域計画作成にあわせて、令和三年度に仏堂内の美術工芸品を対象とした悉皆調査を実施することができた。さらに、手刷りの報告書（文化財リスト）を作成し、地域住民と小野市立好古館と

で共有することにした。今後、被害が発生しないことに越したことはないが、万が一の事態に備えることができるようになったことは重要な意味をもつ（山本二〇二二）。今後は、報告書やデータベースを基にした追跡調査が必要不可欠であると考えており、小野市立好古館での企画展などと関連して進めていくところである。

また、赤穂市の「文化財保護連絡員」、福崎町の「文化財協力員」などの制度からヒントを得て、文化財の見守り活動に市民を巻き込んでいく仕組みづくりも必要と考えている（荒木二〇二二、一神戸大学大学院人文科学研究科地域連携センター編二〇二四）。

広報・講演会 「地域総がかり」で作る地域計画作成は、市民を巻き込むかたちで実施するため、適宜、説明会や情報発信もおこなった。端緒となったのは、令和三年度の悉皆調査実施前におこなった区長会での調査依頼と事業説明である。悉皆調査への協力を依頼するとともに、調査の目的や方法、地域計画作成の意義などについても周知した。

令和五年五月には、市の地域計画素案に対するパブリックコメントを募集し、市民から十五件の意見を賜った。

また、小野市の広報にて、計画の素案がまとまりつつある令和四年三月号（No.七四四）と、文化庁長官の認定を受けた後の令和六年三月号（No.七六八）に特集記事を設け、市民に周知し



写真に写っているのは、小野市立歴史博物館の職員。資料の整理や、市民の来館者への対応を行っています。

守る

「守る」という言葉は、私たちの生活に身近な言葉です。守るべきものは、文化財、歴史、環境、そして私たちの未来です。小野市文化財保存活用地域計画は、これらの価値を守り、未来に伝えるための取り組みです。

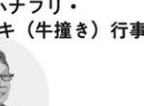
伝える

「伝える」という言葉は、私たちの生活に身近な言葉です。伝えるべきものは、文化財、歴史、環境、そして私たちの未来です。小野市文化財保存活用地域計画は、これらの価値を守り、未来に伝えるための取り組みです。

地域を未来へ

「地域を未来へ」という言葉は、私たちの生活に身近な言葉です。未来への地域は、文化財、歴史、環境、そして私たちの未来です。小野市文化財保存活用地域計画は、これらの価値を守り、未来に伝えるための取り組みです。

素田のハナフリ・ゴツキ（牛撞き）行事



素田のハナフリ・ゴツキ（牛撞き）行事は、小野市の伝統行事です。毎年、素田のハナフリ・ゴツキ（牛撞き）行事は、小野市の伝統行事です。

文化財の保存と活用

文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。

地域を未来へ

地域を未来へは、私たちの生活に身近な取り組みです。地域を未来へは、私たちの生活に身近な取り組みです。

文化財の保存と活用

文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。

伝統をみんなで守りたい

伝統をみんなで守りたいは、私たちの生活に身近な取り組みです。伝統をみんなで守りたいは、私たちの生活に身近な取り組みです。

文化財の保存と活用

文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。

地域を未来へ

地域を未来へは、私たちの生活に身近な取り組みです。地域を未来へは、私たちの生活に身近な取り組みです。

文化財の保存と活用

文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。

文化財の保存と活用

文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。

地域を未来へ

地域を未来へは、私たちの生活に身近な取り組みです。地域を未来へは、私たちの生活に身近な取り組みです。

文化財の保存と活用

文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。

文化財の保存と活用

文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。文化財の保存と活用は、私たちの生活に身近な取り組みです。

た(第二図)。

小野市の広報は、総務部市民サービス課が中心となって作成しており、全国広報コンクール、兵庫県広報コンクールでたびたび受賞するなど、豊富な写真と情報の分かりやすさに定評がある。市民サービス課の力を借りつつ、また文化財とは直接関わることの少ない職員による客観的な観点で、市の地域計画を捉え、整理していただいた。市のホームページでも閲覧ができるようになっていく。

令和六年三月九日には、市の地域計画が文化庁長官の認定を受けたことを記念するリレー講演会「あつ！とおどろく小野市の歴史小話し」を開催した。特別講演には、協議会会長である奥村弘氏に依頼し、「歴史をまもり、はぐくみ、活かす」と題して発表いただいた。小野市立好古館副館長や筆者も登壇し、小野市の歴史文化の特徴や悉皆調査の成果などについて紹介した。

後日、複数の講演会参加者から「とても分かりやすい話で勉強になった」との感想をいただくことができ、仕事冥利に尽きる思いであった。

三 市の地域計画作成を振り返って

筆者が特に印象深かったのは、協議会会長である奥村弘氏と

の議論である。阪神淡路大震災を経て、歴史資料ネットワークでの保存・救出について最前線で実践されてきた氏の哲学に触れることができ、薫陶を受けた。市の地域計画が文化庁長官の認定を受けた直後、令和六年能登半島地震が発生し、改めて自分の役割を強く認識することになった。

市の地域計画の作成をとおして、本市の文化財をとりまく課題がうきぼりとなった。これまでも文化財の担当者が心に抱いていたものであるが、見えるかたちで公表されることになった。しかし、文化財の担当者が抱えるだけでなく、共通の理念のもとに知恵を出し合う仲間が集まれば、前進していくのかもしれない。おそらく、地域計画はそういうためにあるのだろう。地域計画は、地方の自主性を担保する法定計画といえそうである。あたかも、受動的な立場に陥りやすかった文化財の保存と活用に対して、能動的に取り組みやすくなることが期待される。ただし、これだけ時代の流れが速く変化しているなかで、計画期間である十年後を見据えることは簡単なことではない。計画に記載していなくても、優先的に取り組まなければならないことも出てくるであろう。そうしたときに重要になるのは、臨機応変に軌道修正をおこない、柔軟に対応する力であろう。基本理念に定めた「文化財の保存と活用を通じて人々の幸福を追求する」を見失わないようにしたい。

しばしば、地域計画が「これまでの保存一辺倒から、活用へ

と舵を切るための計画である」といった論調を見かけることがあるが、これには注意が必要である。なぜなら、活用をしたくても、保存するだけで精一杯であったというのが実情ではないだろうか。拡大し続けている文化財の概念に懸念に対応してきたという文化財保護の歩みにも十分に目をむける必要があるだ

ろう。市の地域計画では、この点にも注意を払い、第三章文化財の保存・活用に関する取組みとして整理している。先進主要国のなかで日本の文化支出は極めて少なく、文化庁の年間予算額は一千億円強の状態が続いている。一般会計予算は約一一四兆であるから、文化庁が占める予算の割合は〇・一%

図1 文化支出額

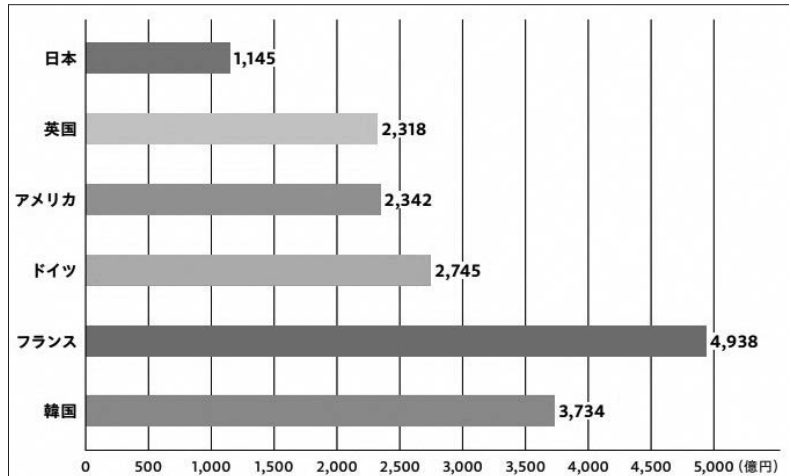


図2 国家予算に占める割合

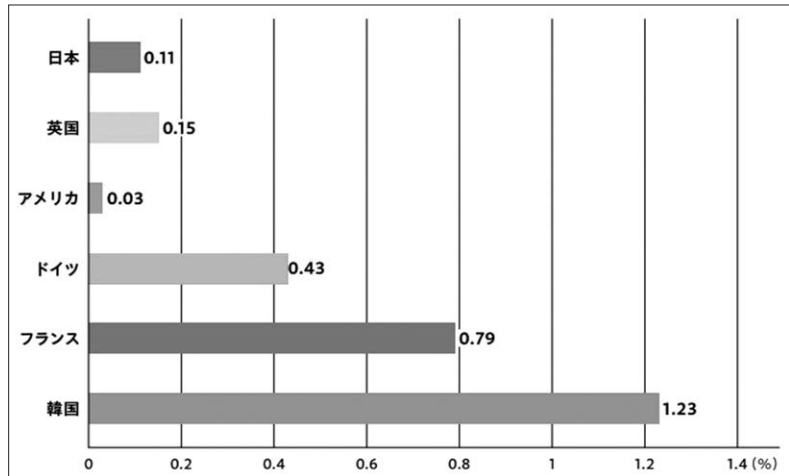
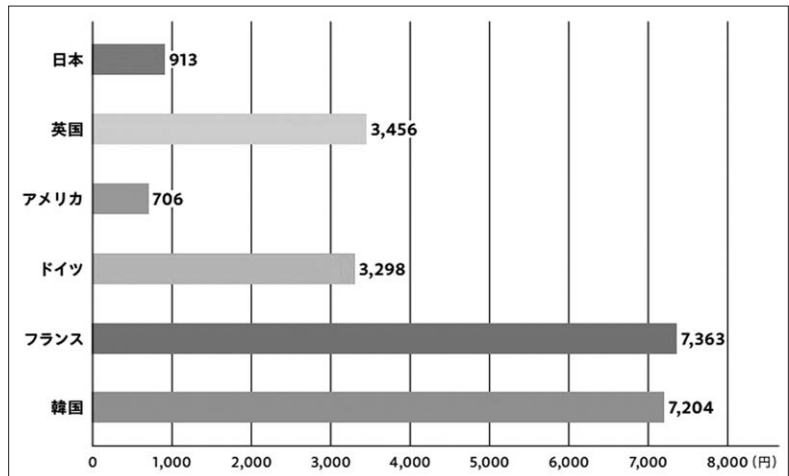


図3 国民1人あたりの額



第3図 各国政府の文化支出（文化庁・獨協大学2022より転載）

にすぎない。国民一人あたりの金額は、フランスや韓国の八分の一でしかない（第三図）。令和五年には、東京国立博物館館長による文藝春秋への寄稿文や、国立科学博物館によるクラウドファンディングが注目を集め、文化財を守る立場である国立の博物館ですら窮乏している状況が明るみとなった。地方博物館の窮乏については言うにおよばない。

文化財に関わる味方を増やすという観点としては、改正文化財保護法第百九十二条の二に規定される「文化財保存活用支援団体」の指定制度がはじまった。しかしながら、管見では福井県小浜市の若狭おばま観光協会などや、和歌山県湯浅町の和歌山県建築士会がある程度であり、指定の状況はまだまだ低調である。今後の指定動向について注視していきたい。

令和四年の改正博物館法においても、博物館同士の連携や、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他活動を図り、地域活力の向上に取り組むことが努力義務として定められた（第三条）。しかしながら、そのような取組みを担保するはずの学芸員のあり方については、いまだ十分な対応がなされていない。学芸員の処遇改善や人的補充なども盛り込まれる予定だったが、「中長期的な課題として引き続き検討していくこと」として現実的には先送りのかたちとなった。

自分自身の経験を紹介すると、小野市内の遺跡の発掘調査に従事することがある。大小さまざまな規模の調査があるが、平

均すると年間十件以上の調査に携わっている。遺跡の発掘調査の大半が開発工事にとまなう「記録保存」であり、消えゆく遺跡の代わりとして記録を保存する。いざ、発掘調査が始まるとすれば、その業務にかなりの時間と労力を費やすことになる。市の地域計画の作成中においても発掘調査をこなしており、体力的にも、精神的にもつらかった。開発事業の多寡は、自分自身ではコントロールすることができず、仕事量が大きく左右される、また、過去に発掘調査されたもののいまだ報告書の刊行ができていないものも多く抱えている。個人レベルでは、三次元計測などのデジタル化を取り入れることで省力化の方法を模索しているところであるが（山本二〇二四）、まさに保存するだけで精一杯の状況にある。限りあるリソースをどのような配分で出力していくかが問われているように思う。

まとめ

地域計画は、地域の実情に合わせて作成されるべきであり、その意味において歴史文化の特徴や基本理念の設定というのは非常に重要な仕事である。今後、計画期間が過ぎれば内容を改定していくことになるであろうが、おそらく歴史文化の特徴や基本理念というのは変わることはないかと思う。これから地域計画の作成にとりかかる市町村では、この点につい

ての十分な議論を期待したい。

小野市では、令和六年度から市の地域計画に記載される具体的な措置を実施していくフェーズに入っている。しかしながら記載されている具体的な措置をすべて実行したとしても保存できない文化財がでてくるであろう。本稿執筆中にも、築百年を越す茅葺民家二棟が解体され、姿を消した。所有者のご理解もあって、外観の写真を撮影することが許されたため、せめてもの記録として残すことができたことは幸いである。

少しでも多くの文化財を守るためにはどうすればよいのだろうか。原物を残せない場面では、記録や記憶を残しておくことも重要であろう。いずれにしても、文化財やそれにまつわる記録・記憶が、人々の幸福につながるものと信じてやまない。

最後に、地域計画の作成にあたってご指導いただきました協議会委員の皆さま、また本稿執筆にあたり渡邊萌木・宮下愛美の両名からは多くの教示を得ました。感謝を申し上げます。

参考文献

- 荒木幸治 二〇二一「兵庫県赤穂市における文化財保護と活用」『明日への文化財』八四号、文化財保存全国協議会
大河内智之 二〇二三「仏像盗難と美術史研究」『紫明』第五三號、紫明の会
大村敬通 二〇〇八「日本博物館の設置とこれからの地方博物館の道」『甲子園短期大学文化情報学科研究報告』三

大村敬通 二〇二一「小野市立好古館の新たな取り組み（フィールドレボート一）」『LINK』Vol.三、神戸大学大学院人文科学研究科地域連携センター

奥村 弘 二〇〇九「地域歴史文化における大学の役割——神戸大学と小野市の連携を中心に——」『LINK』Vol.一、神戸大学大学院人文科学研究科地域連携センター

神戸大学大学院人文科学研究科地域連携センター（編）二〇二四『二〇二三（令和五）年度事業報告書 歴史文化に基礎をおいた地域社会形成のための自治体等との連携事業（二二）』

文化庁 二〇二一『地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画——歴史文化で魅力ある地域へ——』

文化庁・獨協大学 二〇二二『新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究』

山本原也 二〇二二「『三万よし』の文化財調査の試み——小野市文化財保存活用地域計画の作成を通して——」『LINK』Vol.十四、神戸大学大学院人文科学研究科地域連携センター

山本原也 二〇二四「小野市岩倉2号墳の三次元計測」『ひょうご考古』第二〇号、兵庫考古研究会